

「タクシー利用券」をご存知ですか？

65歳以上で、次の条件に当てはまる人はタクシー利用券が申請できます。



条件

昨年(令和6年)4月1日以降に、運転免許証を返納または失効した人

タクシー利用料金の補助って？

昭和タクシーを利用する際に券を使用することで、1乗車あたり料金の2割(上限600円)を割引します。お一人に最大48回分の利用券を配布します。

申請に必要な書類は？

- ①取消通知書 ②運転経歴証明書 ③失効した運転免許証(※失効した人のみ必要)
- ④印鑑(ご家族などが代理申請する場合のみ必要)

申請窓口は、高齢・障害者支援課☎0952-75-6033です



タクシー利用券申請の流れ(返納の場合)

(1)運転免許センターまたは警察署で返納の手続き

※取消通知書および運転経歴証明書を取得してください

運転経歴証明書は即日交付されない場合があります

※手続きに関する詳細は運転免許センター

(☎0952-98-2220) などにお問い合わせください

「運転経歴証明書」
運転免許証と
同じサイズ



「取消通知書」
A4サイズ

(2)多久市高齢・障害者支援課でタクシー利用券の申請

※取消通知書および運転経歴証明書がそろって

申請できません